

山佐ネクスト株式会社 行動計画

(次世代育成支援対策推進法)

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標①

計画期間内に、育児休業対象者の取得人数を増やす

男性社員：3人以上

女性社員：全員

<取組内容>

令和8年4月～ 出産予定がある場合、早めに上長へ相談する機会を設ける

相談があった場合は、速やかに休業制度の周知・説明を行う体制を整える

令和10年4月～ 各職場における業務体制を見直し、休業者の業務カバーができるように体制を整える

令和12年4月～ 出産及び育児等に関する休業制度を定期的に周知して、取得を促進する

目標②

全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする

<取組内容>

令和8年4月～ 各職場で業務体制・業務量を見直し、偏りがないように体制を整える

令和10年4月～ 時間外・休日労働時間抑制のためにアラートを配信して注意を促す

令和12年4月～ 定期的の上長との面談を実施し、各社員の業務量・進捗状況等を確認する機会を設ける。必要に応じて業務効率化、業務体制の見直しを行う